

水道のしおり



三次市で水道をご利用いただく際に役立つ情報をまとめました。手続きや料金、工事、漏水時の対応など、暮らしに関わる内容を掲載しています。三次市水道事業は広島県水道広域連合企業団（水道企業団）が運営しており、お問い合わせや手続きは三次事務所が窓口となります。

◆ 届け出が必要なもの

次のときは3～4日前までに、水道企業団三次事務所または三次市役所本庁舎・各支所に届け出てください。

- 引越しや家の新築などで、新たに水道を使用するとき
- 引越しや長期間留守にするなどで、水道を使用しないとき
- 使用者や所有者が変わるとき
- 家屋を解体して水道を廃止するとき



水道に関する各種届け出
(オンライン申請)

水道の使用を中止または廃止する届け出がない場合、水道を使用していなくても基本料金がかかりますので必ず手続きをしてください。

◆ 水道工事は指定給水装置工事事業者へご依頼ください

新しく水道を引くとき、または増設や改造、その他水道工事をするときは、「指定給水装置工事事業者」へご依頼ください。指定給水装置工事事業者の連絡先などについては、水道企業団のホームページでご覧いただくか、水道企業団三次事務所へお問い合わせください。



指定給水装置工事事業者一覧
(水道企業団ホームページ)

◆ 加入金・手数料について

工事区分に応じ、次のとおり加入金・手数料が必要です。

- ・ メーター取り付けを伴う工事 …………… 加入金、設計審査手数料、工事検査手数料
- ・ 増設や改造、その他水道工事 …………… 設計審査手数料、工事検査手数料

(加入金は消費税込み額)(単位:円)

口径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm
加入金	44,000	99,000	165,000	330,000	550,000	990,000
設計審査手数料	2,250	2,250	2,250	4,500	4,500	6,750
工事検査手数料	2,250	2,250	2,250	4,500	4,500	6,750

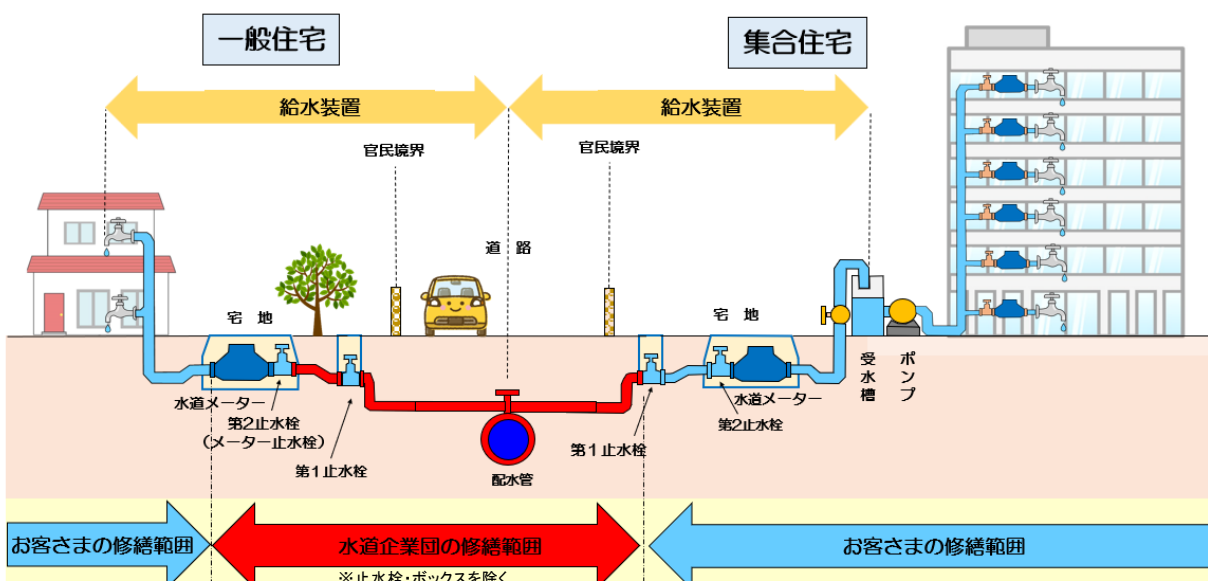
※メーター口径を大きくする場合は、新しい口径の加入金と元の口径の加入金との差額を納めていただきます。なお、旧三次市以外において平成 29 年 3 月以前に水道を接続している方は、表に記載の加入金を納付してあるものとみなします。ただし、口径 13 mmについては「55,000 円(税込)」と読み替えます。

◆ 給水装置における漏水の修繕区分

配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具(止水栓や蛇口など)を総称して「給水装置」といいます。

水道メーター(水道企業団貸出し)以外の給水装置は、すべてお客様がご自身で費用負担して設置したお客様の財産であり、ご自身で維持管理(費用負担)します。

ただし、道路部での漏水や官民境界から水道メーターまでの間での自然漏水が発生した場合には、水道企業団の費用負担で修繕を行います。また、水道企業団の費用負担で修繕する場合には所在地を管轄する各事務所へ申込みが必要です。



◆ メーターの「検針」と「交換」にご協力をお願いします

- ・ 水道メーターはいつでも検針できるように、メーターボックスの上には絶対に物を置かないでください。
- ・ 犬は出入口やメーターボックスから離してつないでください。
- ・ 計量法により、水道企業団にはメーターの交換義務があります。自宅敷地内を舗装するなどメーターボックス周辺を改造される場合は、メーター交換ができなくなるおそれがありますので事前に水道企業団へ相談をお願いします。

◆ 水道料金の算定方法について

水道料金は、2ヶ月ごとにメーターの検針を行い、計量した使用水量を二分して、検針月分と翌月分として算定しています。(2ヶ月ごとの検針ですので、使用月から2ヶ月遅れての請求となります。)

奇数月検針	君田町、布野町、作木町、吉舎町、三和町、甲奴町
偶数月検針	旧三次市、三良坂町

水道料金は、{① 基本料金 ② 超過料金 ③ メーター使用料} の合計額です。

用途	基本水量	①基本料金	②超過料金
家事用 営業用 臨時用	10 m ³ まで	2,000 円	11 m ³ ～ 220 円/m ³

③メーター使用料	口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm
	金額	80 円	110 円	150 円	230 円	320 円	450 円

(①②③における金額は消費税および地方消費税抜き額)

※請求額には消費税および地方消費税を加算します。

◆ 水道料金のお支払いについて

口座振替によるお支払い

口座振替の手続きは、預貯金通帳・お届け印をご持参のうえ、次の取扱金融機関窓口で手続きしてください。振替日は原則として、毎月の月末(12月は25日)で、休日の場合は翌営業日です。

振替不能の場合は、翌月15日(休日の場合は翌営業日)に再振替を行います。

取 扱 金 融 機 関

JAひろしま、広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、中国労働金庫
広島みどり信用金庫、両備信用組合、ゆうちょ銀行

納入書によるお支払い

納入書を毎月20日前後に発行します。上記取扱金融機関のほか、コンビニエンスストア、スマートフォン決済(PayPay・PayB)、水道企業団三次事務所、三次市役所本庁舎・各支所の窓口で納付してください。

※スマートフォン決済の納付方法については、各アプリのホームページでご確認ください。

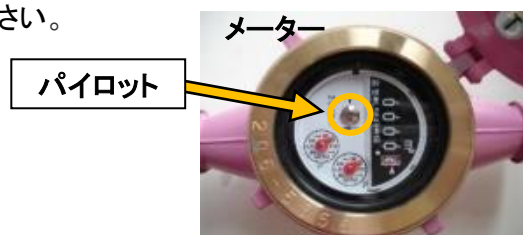
◆ こんなときは

宅地内の給水管から水が吹き出したとき

メーターボックス内の止水栓を右に回して、水を止めてください。止水栓で止まらないときは、破損した箇所にタオル等を巻きつけるなど応急手当をして、指定給水装置工事事業者にご連絡ください。

見えないところで水が漏れているとき

水道管の通っている付近が湿っている、水道を使っていないのに、蛇口や壁の付近で音がする、こんな時は、見えないところで漏水している場合があります。蛇口を全部閉めた状態で、メーターのパイロット(銀色の円盤)が回っていれば漏水しているおそれがありますので、指定給水装置工事事業者にご連絡ください。



指定給水装置工事事業者一覧
(水道企業団ホームページ)

道路での漏水を見つけたとき

道路で漏水を見つけたときは、お手数をおかけしますが、水道企業団三次事務所にご連絡をお願いします。

◆ 水道料金の漏水減免制度について

水道メーターより家側で漏水が発生し修理を行った場合、漏水した水量の水道料金を一部減免できる場合があります。

※申請および制度に関するお問い合わせは水道企業団三次事務所へご連絡ください。

※修理は、指定給水装置工事事業者へご依頼ください。

漏水減免の対象になる場合

- 地中、床下、壁の中等で起こり、発見が困難な場所での漏水 など

漏水減免の対象にならない場合

- 漏水の発見が容易
- 蛇口、貯水・受水槽または給湯器等の給水器具本体の故障 など



広島県水道広域連合企業団 三次事務所

〒728-0021 三次市三次町501番地(寺戸浄水場内)

TEL:(0824)62-4843 FAX:(0824)62-8111

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp>



広島県水道広域連合企業団
ホームページ

受付
時間

水道企業団三次事務所窓口 …………… 9時～17時 (年末年始を除く)

三次市役所本庁舎および各支所窓口1階 …… 9時～17時 (平日のみ)

※受付時間が変わります。令和8年5月17日までは8時30分～17時15分

広島県水道広域連合企業団は、県内の14市町と広島県が、水道事業などを共同で経営することを目的に設立した特別地方公共団体です。